

訪問リハビリテーション料金表

令和6年6月1日制定

各務原市の地域区分が7級地となるため、1単位=10.17円となります。

訪問リハビリテーションの自己負担額

算定項目	単位数	負担割合	自己負担額	内容の説明
訪問リハビリテーション費 ／1回20分※	308単位	1割負担	約313円	訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定されます。
		2割負担	約626円	
		3割負担	約940円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ) ／1回20分	6単位	1割負担	約6円	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している体制が整っていることで加算されます。
		2割負担	約12円	
		3割負担	約18円	
短期集中リハビリテーション 実施加算／日	200単位	1割負担	約203円	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、週に概ね2回のサービス提供を受けた場合に加算されます。
		2割負担	約407円	
		3割負担	約610円	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 ／日	240単位	1割負担	約244円	認知症であると医師が判断し、リハビリにより生活機能の改善が見込まれる者に対して、退院(退所)日又は訪問開始日から3月以内の期間にリハビリを集中的に受けた場合に算定されます。
		2割負担	約488円	
		3割負担	約732円	
リハビリテーション マネジメント加算(イ)／月	180単位	1割負担	約183円	3月に1回リハビリ会議を開催し、リハビリ計画の見直しを行います。
		2割負担	約366円	
		3割負担	約549円	
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)／月	213単位	1割負担	約217円	加算(イ)の基準に加え、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用していることで加算(イ)に代えて算定されます。
		2割負担	約433円	
		3割負担	約650円	
事業所の医師が利用者又は その家族に対して説明し、 利用者の同意を得た場合／月	上記に加えて 270単位	1割負担	約275円	リハビリテーションマネジメント加算(イ)または(ロ)に加えて算定されます。
		2割負担	約549円	
		3割負担	約824円	

※連続して40分以上、訪問リハビリテーションを受けられた場合、1回20分×2回分となり、2回分の616単位となります。

上記単位数×10.17円したものが1回の利用金額となりますが、1月の利用回数により、実際の請求額とは誤差が生じる可能性があります。